

[雇入れ時教育 カリキュラム]

<対象者>

新規採用者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条により、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが定められています。

雇入れ時の教育（労働安全衛生規則第35条）

- 1 機械等・原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置・有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

<教育のねらい>

新規採用者へ向けまして、確実な安全作業をご継続頂くための知識の習得及び基本作業の実演を行い、安全第一をご実践頂く。

- (1) 基本マナー習得・・・住宅工事施工時の心のあり方を確認
- (2) 労働安全衛生法の理解・・・押さえるべきポイント確認
災害統計の理解・・・労働災害発生状況の確認
- (3) 保護具着用実演・・・ヘルメット・安全带・保護メガネ・防塵マスク
の正しい着用方法把握
☆危険予知活動実演
- (4) 脚立作業実演・・・脚立の正しい取扱い・作業姿勢把握
手工具作業実演・・・カッター・充電ドライバーの安全作業把握
☆明日からの「個人の行動を発表」

<カリキュラム>

- ・一講目：「住宅施工時の心得」・・・50分
- ・二講目：「関係法令及び危険ゼロへ向けて」・・・50分
- ・三講目：「保護具着用及び危険予知活動」・・・50分
- ・四講目：「作業実演（脚立・カッター・充電ドライバー）」
「研修のまとめ」・「個人行動発表」・・・50分